平成２６年（フ）第１１５９号
北海道千歳市高台１丁目７番12号　メゾンセピアＣ号
債務者　藤原　雄也
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２３２号
札幌市厚別区厚別東４条８丁目16番７―413号
債務者　松本　夏希
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１４５５号
札幌市白石区東札幌４条３丁目６番18―1002号
債務者　中谷　和彦
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１５８４号
札幌市東区北39条東３丁目２番17―305号
債務者　高島　莉沙
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５３号
青森県上北郡六戸町小松ケ丘３丁目77番地1044　小松ケ丘ハウス８号室、旧住所青森県三沢市春日台３丁目154番地190号　小笠原住宅Ｂ
債務者　里村　　修
1　決定年月日時　平成26年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２６年（フ）第２６３号
相模原市中央区相生１丁目２番７号　ＭＧＥＩＮマンション205
債務者　佐藤莉子こと　ＰＡＮ　ＸＩＡＯＮＩＮＧ　潘　　暁寧
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第１３６２号
愛知県半田市亀崎高根町６丁目83番地の２高根ニューハイツ101号
債務者　勢力　　匠
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８０号
堺市堺区神明町東２丁４番19号
債務者　河村　美花（旧姓緒方）
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７９５号
東京都あきる野市野辺237番地１ヴェルドミール秋留台103号
債務者　乾　　徹
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月５日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月５日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第８０１号
東京都稲城市大丸939番地の15エスポワール南多摩207
債務者　吉満ヒロ子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月10日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５２４号
横浜市青葉区すすき野３丁目７番地３　光陽ビル201
債務者　松井　　久
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時20分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６３８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目70番地53
債務者　高見澤和美
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１６５７号
横浜市西区藤棚町２丁目178番地50
債務者　石戸谷秀生子
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月11日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第４３２号
栃木県宇都宮市宝木本町1154番地１　小堀ハイツⅠ205
債務者　林　　静男
1　決定年月日時　平成26年10月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月14日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市川田町1301番地１
債務者　長坂　次良
1　決定年月日時　平成26年10月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年11月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第８３号
栃木県足利市本城１丁目1572番地１　ライフピア本城202
債務者　藤井　　武
1　決定年月日時　平成26年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年12月12日午前11時30分
宇都宮地方裁判所足利支部